

管内電気工作物の概要（令和7年3月末現在）

（第1表）発電設備

	水力		火力		原子力	
	所数	出力(MW)	所数	出力(MW)	所数	出力(MW)
電気事業用	90	2,899	8	7,948	1	820
自家用	141	232	123	8,381	0	0
合計	231	3,131	131	16,329	1	820
	風力		太陽光		合計	
	所数	出力(MW)	所数	出力(MW)	所数	出力(MW)
電気事業用	0	0	2	6	101	11,673
自家用	23	350	65	1,938	352	10,901
合計	23	350	67	1,944	453	22,574

（注）電気事業用は、特定発電用電気工作物の小売電気事業等用接続最大電力の合計が200万kWを超えるもの。

（注）火力発電所については、出力1,000kW（内燃力発電所は1万kW）未満のものを除く。

（注）風力発電所は500kW以上、太陽光発電所（自家用）は10,000kW以上のもの。

（第2表）送電線路設備

電線路亘長 (km)		回線延長 (km)		支持物数 (基)					
架空	地中	架空	地中	鉄塔	コンクリート柱	鉄柱	鋼板組立柱	木柱	合計
8,132	691	13,426	910	20,902	29,556	1,031	335	—	51,824

（第3表）変電設備

変電所数	変電所出力 (kVA)	調相設備容量 (kVA)	移動変圧器出力 (kVA)
512 (56) 注	61,656,300 (427,000) 注	5,656,300 (1,800) 注	272,000

注 () 内は配電塔を再掲

自家用電気工作物設置件数（規模別及び保安監督形態別）

令和7年3月末現在（単位：件）

中国四国産業保安監督部

保安監督形態	規模 低圧	高圧						特別高圧			合計	前年対比 (%)	増減件数	前年度件数	
		50kW未満	50kW以上 100kW未満	100kW以上 500kW未満	500kW以上 1000kW未満	1000kW以上	小計	5000kW未満	5000kW以上	小計					
選 任	有資格者（専任）	91	34	151	353	271	498	1,307	307	278	585	1,983	94.6	-113	2,096
	有資格者（兼任）	65	67	149	435	137	107	895	0	0	0	960	95.9	-41	1,001
	許可主任技術者	38	70	149	188	0	0	407	0	0	0	445	98.9	-5	450
	統括主任技術者が 監督している事業 場	372	172	238	410	66	43	929	86	30	116	1,417	101.9	26	1,391
	選任合計	566	343	687	1,386	474	648	3,538	393	308	701	4,805	97.3	-133	4,938
外 部 委 託	電気保安法人	1,587	5,469	8,735	12,411	1,416	687	28,718	0	0	0	30,305	98.5	-448	30,753
	管理技術者	936	5,589	6,690	11,845	1,134	492	25,750	0	0	0	26,686	102.9	745	25,941
	外部委託合計	2,523	11,058	15,425	24,256	2,550	1,179	54,468	0	0	0	56,991	100.5	297	56,694
合 計		3,089	11,401	16,112	25,642	3,024	1,827	58,006	393	308	701	61,796	100.3	164	61,632

令和6年度 電気保安功労者の表彰について

【経済産業大臣表彰】

第60回電気保安功労者経済産業大臣表彰式が令和6年8月1日にKKRホテル東京（東京都千代田区）で開催され、全国で各部門合わせて44件の団体・個人の方が受賞されました。

そのうち、中国地方からの受賞者の方は以下のとおりです。（敬称略）

1. 電気工事業者の営業所

名 称	所 在 地
宗盛電気サービス株式会社	広島県広島市

【中国四国産業保安監督部長表彰】

令和6年度電気保安功労者中国四国産業保安監督部長表彰式を令和6年8月8日にホテルメルパルク広島（広島市）で開催しました。受賞者の方々は以下のとおりです。（敬称略）

1. 電気工事業者の営業所

名 称	所 在 地
成好設備工業株式会社	岡山県津山市
堤電工株式会社	広島県広島市
新興電気工事株式会社	山口県萩市

2. 個人

区 分	氏 名	所 属
電気主任 技術者	西亀 信宏	海田バイオマスパワー株式会社
電気工事士	金山 福雄	栄和電気工事有限会社
	野田 勝之	島根電工株式会社 松江営業所
	佐竹 孝司	中国菱機株式会社
	木建 清二	株式会社中電工 技術本部 電気技術部
電気保安 関係永年 勤続者	園田 秀幸	中国電力株式会社 電源事業本部 玉島発電所
	河合 幸治	JFEスチール倉敷労働組合
	紀村 孝	一般社団法人中国電気管理技術者協会 山口支部

電気工事士の作業範囲と資格取得条件について

電気工事士等の資格と作業範囲

自家用電気工作物					一般用電気工作物等 (一般用電気工作物・ 小規模事業用電気工作物)
発電所、変電所、最大電力500kW以上の需要設備、送電線路、保安通信設備	最大電力 500kW 未満 の需要設備 等				
	ネオン設備	非常用予備発電装置	600V を超える設備	600V 以下で使用する設備 (電線路に係るものを除く。)	
規制対象外	特種電気工事資格者 (ネオン工事)	特種電気工事資格者 (非常用予備発電装置)	← 第1種電気工事士	← 認定電気工事従事者	← 第2種電気工事士
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> この作業範囲は、 第2種電気工事士の 資格では、電気工事 はできません。 </div>		

第一種電気工事士と認定電気工事従事者の資格取得条件

資格	認定要件 (各項目のいずれの要件でも良い)
第一種電気工事士	① 第一種電気工事士試験に合格し、かつ、経済産業省令で定める電気に関する工事に関し3年以上の実務経験を有する者
	② ①と同等以上の知識及び技能を有していると都道府県知事が認定した者
認定電気工事従事者 認定証	① 第一種電気工事士試験に合格した者
	② 第二種電気工事士免状の交付を受け、かつ、交付後電気に関する工事に関し3年以上の実務経験を有し、又は認定電気工事従事者認定講習を修了した者
	③ 電気主任技術者の免状の交付を受けている者又は旧電気事業主任技術者の資格を有し、かつ、認定電気工事従事者認定講習を修了、又は電気工作物の工事、維持もしくは運用に関し3年以上の実務経験を有する者



あなたの作業場や倉庫は大丈夫!?

低濃度PCB廃棄物

作業場や倉庫にて使用または保管されている古い電気機器に低濃度PCBが残っているかもしれません。
PCB廃棄物は処分期間内の処分が必要です。

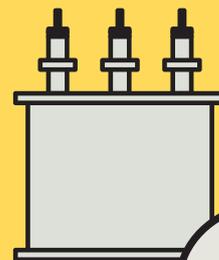
いますぐ確認をお願いいたします。

まずは、現在お使いの古い電気機器を
ご確認ください!

変圧器

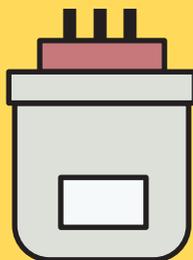


コンデンサー



低濃度PCB
廃棄物の例

低圧コンデンサー



お急ぎ
ください!

低濃度PCB廃棄物の処分期間

令和9年(2027年)3月31日まで

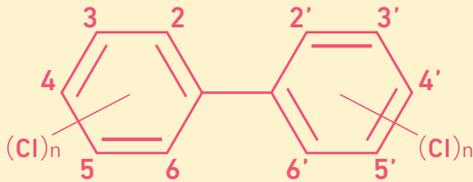
詳しくは手引きを
ご活用ください



PCB廃棄物を処分する必要性

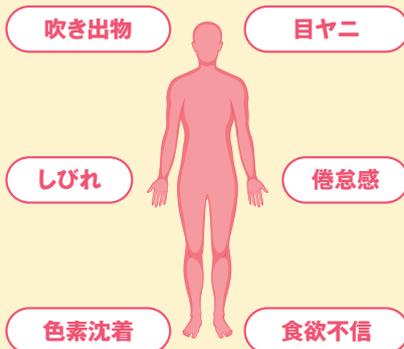
1 現在は製造・輸入ともに禁止

PCBとはPoly Chlorinated Biphenyl(ポリ塩化ビフェニル)の略称で、人工的に作られた、主に油状の化学物質です。PCBの特徴として、水に溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されてきましたが、現在は製造・輸入ともに禁止されています



2 人体に悪影響がでる可能性あり

脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されています。症状は、吹き出物、色素沈着、目やになどの皮膚症状のほか、全身倦怠感、しびれ感、食欲不振など多様です。



3 意外なところに隠れている

計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルなどにも含まれている可能性があります。



保管及び処分の状況の届出

事業者は、令和9年3月31日までに、PCB廃棄物を自ら処分するか、若しくは処分を他人に委託しなければなりません。なお、環境大臣又は都道府県知事(政令で定める市にあっては市長)は、事業者が上記期間内の処分に違反した場合には、その事業者に対し、期限を定めて、PCB廃棄物の処分など必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。

処分までの流れ

STEP 1 調査

技術者等に依頼し、キュービクル、分電盤などを調査します。

STEP 2 判別

銘板情報から判別、または採油した絶縁油のPCB濃度を調査します。

STEP 3 処分

無害化処理事業者への処理委託を行い、処分してください。

低濃度PCB
廃棄物の処分期間

令和9年(2027年)3月31日まで

低濃度PCB廃棄物
早期処理情報サイト



<http://pcb-soukishori.env.go.jp/teinoudo/>

お問い合わせ先：中国四国産業保安監督部電力安全課

電話：082-224-5742

FAX：082-224-5650

最新情報、各種様式は下記 HP でご確認ください。

- ・ホームページ

<https://www.safety-chugoku.meti.go.jp/electric/index.html>

- ・X

<https://x.com/hoanchugoku/>

ホームページ



X



中国四国産業保安監督部



電力安全課メールマガジンのご案内

最新の保安情報をいち早くお届けします。

- ・ 技術基準の改正
 - ・ 法令・通達等の改正
 - ・ 電気事故情報
 - ・ その他の保安情報
- など保安管理に役立つ各種情報をご登録頂いたメールアドレスにお届け。
お手持のスマホ、パソコンなどでご覧頂けます。

簡単登録

以下 Web サイトよりご登録下さい。

<https://www.safety-chugoku.meti.go.jp/electric/mailMagazine.html>



QRコードはこちら

<p>■電気事故<事業用(自家用)電気工作物> ◇速報<9~11月受理分>(主な発生事故。今後変更となる可能性があります) 【感電等死傷事故】 令和6年9月中に「1」件発生しました。 ・設備台帳に記載されていた低濃度 PCB 含有可能性電気工作物の現存確認を管理 行った際、充電中の LBS に触れて感電負傷した。管理技術者は保護具を着用 した。《故意・過失(作業者の過失)》</p> <p>【波及事故(事故報告対象のみ)】 令和6年9月中に「4」件、令和6年10月中に「1」件 発生しました。</p> <p>【破損事故】 令和6年9月中に「1」件、令和6年10月 ・異常高アラームが発報し、ボイラーの緊急停止シーケン なった。 その後、外観点検及び内部点検を行ったところ、ボイラ 調査中》 ・水力発電所の制御所で発電出力低下が確認されたため、 たところ、導水路のコンクリート構造物の底部が陥没し</p> <p>【物損等事故】 令和6年9月中に「1」件発生しました。 ・太陽光発電所のパネルが隣の敷地まで飛散していた。《自</p> <p>【発電支障事故】 令和6年9月中に「1」件発生しました。 ・発電所補機室の一部機器から出火し、トリップした。《原</p>	<p>【目次】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電気使用安全月間(8月)について 2. 電気使用安全月間街頭キャンペーンについて 3. 第60回電気保安功労者経済産業大臣表彰の受賞者の決定について 4. 令和6年度電気保安功労者中国四国産業保安監督部長表彰式の開催 について 5. 令和6年度電気主任技術者研修会について <hr/> <p>1. 電気使用安全月間(8月)について</p> <hr/> <p>私たちの生活のさまざまな場面で利用されている「電気」ですが、その 使用方法を誤ると大変な事故につながります。 高温多湿のため感電や電気事故などが発生しやすい8月は「電気使用安 全月間」です。 この期間中、電気使用の安全に関する知識と理解を深めるためのPR活 動、講演会などが関係団体により開催されます。 電気主任技術者の皆さま等におかれましても、感電等の事故防止を重点と</p>
---	---

電気の子メーターをご使用の皆さん

証明用電気計器(子メーター)の有効期限が過ぎていませんか？

証明用電気計器とは、貸しビル・アパート等、一括して電力会社に支払った電気料金を各テナント等の電気の使用量に応じて、配分するために用いられるメーターをいいます。計量法（第 16 条）では、「検定を受けたもの・有効期限内のもの」でなければ、取引又は証明における計量に使用してはならないことになっています。

これらに違反した場合には、計量法に罰則規定があります。当事者間のトラブルを未然に防ぐためにも、計量法に遵守されることを願います。

計量法による電気の子メーターの検定有効期限を確認する立入検査は、行政機関自身（各地方自治体の計量検定所、計量検査所）によって行われています。民間その他の機関が経済産業省や日本電気計器検定所の指導や委託等を受けて調査や立入検査を行うことはありません。

有効期限は、検定ラベル、基準適合ラベルで確認できます。

ラベル

検定ラベル 基準適合ラベル



2019年1月1日より、有効期限が和暦表記から西暦表記へ変更

有効期限：2035年5月を示す。



平成30年12月31日迄は、有効期限が和暦表記

有効期限：平成40年12月を示す。



封印キャップ

検定証印



平成28年4月より、検定証の表示は、検定証印だけに変更



平成28年3月迄の検定証表記

有効期限：平成38年3月を示す。

基準適合封印キャップ



変成器付計器の有効期限は検定票に表示しています。



検定票 (ファイバー)



有効期限：2032年5月を示す。

ファイバー (茶色)：有効期間 7年
ファイバー (灰色)：有効期間 5年

検定証印



合成樹脂製

Q：有効期限はどこを見れば分かりますか？

A：単独計器は検定ラベル又は基準適合ラベルに、変成器付計器は検定票に表示しています。

① 検定ラベル又は基準適合ラベルの場合(単独計器)

電気メーターのカバー正面に貼付された白地ラベルに、有効期限(西暦表記)を表示しています。

② 検定票の場合(変成器付計器)

電気メーターの正面に向って右側のネジに取り付けられているファイバー製の検定票に有効期限(西暦表記)を刻印しています。

Q：有効期限が近づいた電気メーターはどうするのですか？

A：検定済みの新品又は修理品の計器に取り替える方法と、今まで使用していた計器を修理して検定を受ける方法があります。最寄りの電気工事店又は製造事業者並びに修理事業者にご相談ください。

詳しくは、日本電気計器検定所にお問い合わせください。

Q：子メーターを違反して使用した場合はどうなりますか？

A：計量法第172条で、「6か月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」となっていますが、当事者間のトラブルの要因となりますので、法を遵守されるようお願いいたします。

計量法・検定（証明用電気計器）についてのお問い合わせ

経済産業省 中国経済産業局 資源エネルギー環境部

電力・ガス事業課

TEL (082) 224-5736



日本電気計器検定所 中国支社

TEL (082) 503-1252



中国地区証明用電気計器対策委員会

子メーター使用の適正化を図ることを目的に以下の機関で構成し、活動しています。

中国経済産業局 資源エネルギー環境部

中国ビルディング協会

広島県 商工労働局 中小企業支援課

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会

広島市 経済観光局 経済企画課 計量検査所

東光東芝メーターシステムズ株式会社

中国電力ネットワーク株式会社

富士電機株式会社

中国計器工業株式会社

三菱電機株式会社

一般財団法人 中国電気保安協会

大崎電気工業株式会社

一般社団法人 中国電気管理技術者協会

埼玉エンジニアリング株式会社

一般社団法人 日本電設工業協会 中国支部

栄和電機株式会社

全中国電気工事組合連合会

日本電気計器検定所 中国支社（事務局）

中国地方電気工事業協同組合

News Release

2025年6月30日
NITE（ナイト）
独立行政法人製品評価技術基盤機構
法人番号 9011005001123

感電死亡事故の 8 割が危険箇所の “情報共有不足” に起因

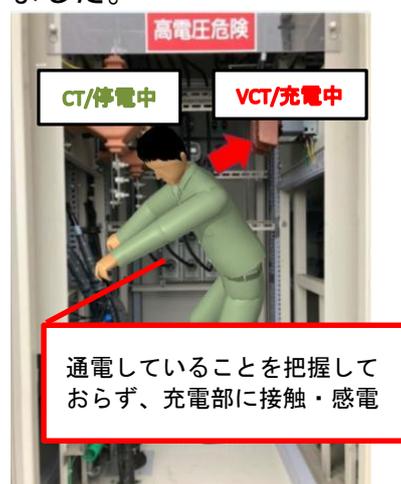
～作業者が感電事故を防ぐポイントは？～

独立行政法人製品評価技術基盤機構 [NITE (ナイト)、理事長：長谷川 史彦、本所：東京都渋谷区西原] は、作業者^{※1} への危険箇所の情報共有が不足していたために起きる「自家用電気工作物に係る感電死亡事故（以下、感電死亡事故という。）」について注意喚起し、感電事故を防ぐポイントについてお知らせします。

NITE は電気工作物^{※2}に関する事故情報データベース（詳報公表システム）を公表していますが、それを用いて、特に感電事故が多い需要設備等の感電死亡事故を分析しました。その結果、2022 年度から 2024 年度までの間に、作業者の感電死亡事故は **11 件** 発生しており、うち少なくとも 9 件については、充電部等の危険箇所を作業者が把握できていなかった等の情報共有不足が主要因の 1 つであることが明らかになりました。さらに、二次請け以上^{※3}の作業者の感電死亡事故については、7 件中 6 件が情報共有不足によるものであることが分かりました。



[図 1] キュービクル(高圧受電設備)



[図 2] 受電室の感電死亡事故のイメージ[※]

※実際の事故画像ではありません。

電気主任技術者等の管理者^{※4} や設置者、工事等の受注者は、**作業者に危険情報が共有できていることを作業前に確認するようにしてください。**さらに、**作業者の安全が確保されるよう対策し、未然に感電死亡事故を防ぎましょう。**

※1 電気関係の作業に従事している者、または電気工作物に近接する場所で行う作業に従事している者

※2 発電、蓄電、変電、送電、配電又は電気の使用のために設置する工作物のこと。例えばキュービクル（図 1）

※3 設置者から電気工事等を受注した事業者(一次請け)から、業務の一部又は全部を依頼される事業者
 ※4 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者

～感電事故を防ぐ情報共有のポイント～

■管理者や設置者の皆様へ

- ① 事前に、作業員へ通電部等の危険箇所に関する情報共有を行ってください。
- ② 電気工事以外の工事でも感電死亡事故は起きています。建物の解体工事や外壁工事等においても、作業員へ危険箇所に関する情報を共有してください。

■工事等の一次請け業者(受注者)の皆様へ

- ① 受注者から発注者への確認
 - ・電気管理技術者や電気主任技術者等による工事計画の事前確認がなされていることを発注者に確認するとともに、配線図や作業エリアの図面など必要な書類を入手してください。
 - ・作業員の安全確保のため、工事(下見を含む)の際は、作業エリアが確実に非課電となるよう発注者の了解を得てください。
- ② 下請け業者への確実な情報伝達
 - ・下請け業者に工事計画、配線図や作業エリアの図面等を渡し、作業内容が作業員に確実に伝わるようにしてください。
 - ・作業員が計画外の場所や時間で作業を行わないことに加え、基本的な電気安全対策を施すようにすることを下請け業者に指示してください。
 - ・作業員を含む下請け業者に工事計画の安全対策について事前に伝え、質問や意見があれば、作業員が確実に理解し、納得できるよう説明してください。

■作業員(二次請け以上を含む)の皆様へ

- ① 工事等の発注者や管理者等に作業内容や工事計画の安全対策について確認し、作業員に確実に伝わるようにしてください。
- ② 作業を行う際は事前に管理者などに危険箇所を確認してください。

別紙1には、感電事故を防ぐために注意いただきたいポイントをまとめています。作業前の安全確認や、安全対策の見直し等にぜひご活用ください。

1. 感電死亡事故の被害状況(分析結果)

2025年3月に、経済産業省が審議会において一定の用件に該当する『重大事故』^{※5}の傾向等について言及しております^{※6}。

重大事故の大半を占める「感電死亡事故」について分析したところ、その多くが危険箇所の情報を共有できていなかったことにより発生していることが分かりました。(11件中9件)

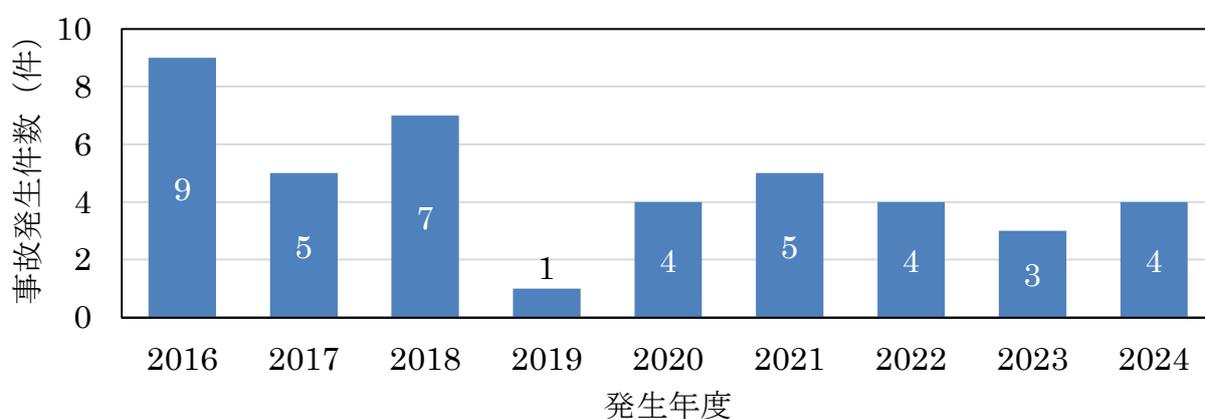
また、二次請け以上の作業員においては3年間で死亡事故7件のうち6件は同原因と考えられ、特に工事の受注者と作業員の所属する組織が異なる場合では、より注意が必要と考えられます(表1)。

[表 1] 自家用電気工作物における作業者の感電死亡事故の発生状況 (2022～2024 年度)

年度	感電死亡事故件数	情報共有不足が主因の感電死亡事故件数	(うち二次請け以上)
2024	4 件	4 件	3 件
2023	3 件	2 件	2 件
2022	4 件	3 件	1 件

こういった傾向から、経済産業省からも関係団体に対する注意喚起^{※7,8,9}が行われております。

次に、全国の自家用電気工作物における作業者の感電死亡事故件数の過年度推移を示します(図 3)。感電死亡事故件数は全体として緩やかに減少傾向にありますが、2020 年度から 2024 年度にかけて発生件数は横ばいとなっています。



[図 3] 作業者の感電死亡事故件数の推移 (2016～2024 年度)
(平成 28 年度～令和 5 年度電気保安統計より。2024 年度については 2025 年 3 月時点の速報値。)

2. 感電死亡事故の事故事例(二次請け以上によるもの)

事例 1 事故発生年月 2023 年 9 月

【被害の状況】 需要設備(低圧)-電気工事 電気工事士(三次請け)

照明関連設備の工事を受託した作業員(自営業電気工事士)が、3系統ある電源系のうち1系統のみ切り、二次請け業者の作業員とともに作業していたところ、充電中の系統を作業してしまい、感電した。

【事故の原因】

電気管理技術者は設置者から今回の工事について知らされておらず、工事への助言の機会もなかったことから、被災者を含む作業員は電源が3系統あることを知らなかったものと推定される。

**【対策例】 管理者への事前確認、停電作業、
作業員への危険箇所の情報共有**

事例2 事故発生年月 2024年8月**【被害の状況】 需要設備(低圧)-電気工事 電気工事士(二次請け)**

建設現場のキュービクル間の通線作業の際、作業者が誤って通電中の銅バーに接触し、感電した。

【事故の原因】

二次請け業者から一次請け業者に活線作業予定の報告が無く、一次請け業者は作業内容を把握していなかった。作業手順書の作成、周知がされておらず、一次請け業者の担当者は作業場所にいなかった。作業者は接触した銅バーに通電されていると思っていなかったことから、事故になったと推定される。活線部は防護されておらず、作業者は絶縁用保護具を着用していなかった。

**【対策例】 管理者への事前確認、作業者への危険箇所の情報共有、
検電の徹底、絶縁用保護具の着用**

事例3 事故発生年月 2024年11月**【被害の状況】 需要設備(高圧)-設備撤去工事 建設作業員(二次請け)**

変圧器撤去に向けて、保護フェンスを取り外す作業の段取り確認中に、作業者が充電中のケーブルヘッド等に近接若しくは接触し、感電した。

【事故の原因】

発注者の社内部門間および工事関係者との情報交換が主に口頭でなされ、工期や作業範囲などの重要な情報が文書化されていなかったことなどから、作業者に充電箇所の情報が伝わっていなかったと推定される。また、工事関係者等の部外者が作業する場合の立入禁止対策が機能していなかった。

**【対策例】 管理者への事前確認、作業者への危険箇所の情報共有、
停電作業**

事例4 事故発生年月 2022年8月**【被害の状況】 需要設備(高圧)-電気工作物の点検 電気工事士(二次請け)**

需要設備電気盤点検のため停電切替操作を実施し、検電器による無電圧確認及び短絡接地器具の取り付けを実施した。しかし、バックアップ電源系統について停電させる操作を失念し、さらに、当該設備に対して作業着手前の検電及び短絡接地器具の取り付けを実施していなかったため、作業者が盤内のケーブルヘッド導体露出部に触れ、感電した。

【事故の原因】

工事主管部署が独断の判断で工事の仕様変更を行い、電気主任技術者に再確認・承認することなく工事を進めた。停電操作要領書の作成担当者が旧図面を使用して停電操作要領書を作成しており、バックアップ電源系統が停電していると思い込んでいた。

【対策例】 社内ルールの徹底、検電の徹底、絶縁用保護具の着用

(別紙1)

感電事故を防ぐために注意したいこと**管理者・設置者のポイント**

社内の安全管理ルールを制定していますか。
作業員など関係者への安全教育を適宜実施していますか。
作業前に、作業員へ充電部等の危険箇所に関する情報共有を行っていますか。 (建物の解体工事や外壁工事等の電気工事以外でも必要です)
停電作業が可能か検討していますか。
停電操作等の作業は複数名で相互確認していますか。
充電部に保護カバーを取り付ける、作業員への保護具を準備する等の防護措置をしていますか。
キュービクルの施錠や危険表示の貼付など、取扱者以外が容易に立ち入れないように設備管理を行っていますか。
センサーや常時監視システムなど、スマート保安技術を導入していますか。 (例えば監視カメラやIoTセンサー等を用いた遠隔常時監視により、現場で実施する点検作業を減らすことができ、感電事故リスクの低減や作業員の安全向上に繋がります。)

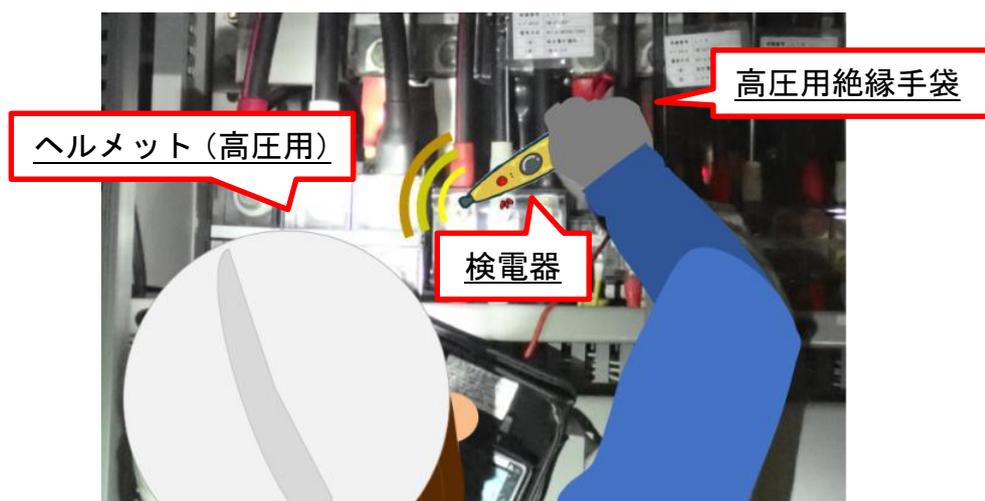
工事等の一次請け業者（受注者）のポイント

電気管理技術者や電気主任技術者等による工事計画の事前確認がなされていることを、発注者に確認していますか。
配線図や作業エリアの図面など必要な書類を発注者から入手していますか。
工事（下見を含む）の際は、作業エリアが非課電となるよう発注者の了解を得るなど、作業員の安全確保をしていますか。
下請け業者に工事計画、配線図や作業エリアの図面等を渡し、作業員に作業内容が伝わるようにしていますか。
下請け業者に、作業員が計画外の場所や時間で作業を行わないこと、基本的な電気安全対策を施すことを指示していますか。
作業員を含む下請け業者に工事計画の安全対策について事前に伝えてありますか。作業員からの質問や意見に対して、作業員が確実に理解し、納得できる説明をしていますか。

作業者(二次請け以上を含む)のポイント

工事等の発注者や管理者等に作業内容や工事計画の安全対策について確認し、作業者に確実に伝わるようにしていますか。
事前に管理者などに危険箇所を確認した上で、作業を行っていますか。
常に検電器を所持していますか。
検電器を定期的に点検し、性能を維持していることを確認していますか。
検電前に、検電対象の電路が検電器の使用電圧範囲内であるか確認していますか。
作業前に検電を実施し、無電圧であることを確認していますか。(図4)
肌の露出が少ない服装(長袖等)で作業し、必要に応じて絶縁用保護具を着用していますか。
作業手順方法を正しく理解した上で作業を行っていますか。
※思いつきによる予定外作業は行わないでください。

通電中の「電気工作物の点検」作業時の事故が多くなっています。点検を行う際は十分注意し、自分のペースで焦らず作業を行ってください。



[図4] 検電のイメージ

【安全対策に関する用語】

- 検電器** : 電気が通っているかどうかを確認するための機器です。高圧用・低圧用があります。
- 検電** : 検電器を用いて、電気回路や電気配線が電気を帯びているかどうかを判別する安全行動です。
- 絶縁用保護具** : 電気用帽子(ヘルメット等)、電気用ゴム袖・ゴム手袋・ゴム長靴などの作業者が身体に着用する感電防止のための安全装備をいいます。高圧用・低圧用があります。

(参考リンク)

※5 出典:「令和4年度に発生した電気設備事故への対応について」(第28回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会)

重大な事故について、「死者1名以上/重傷者2名以上/重傷者1名以上かつ負傷者3名以上/負傷者6名以上/爆発・火災等により多大な物的被害が生じたもの」と定義。

※6 出典:「電気設備に係る重大事故の発生状況と対応について」(第30回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会)

※7「感電死亡事故に関する注意喚起」(経済産業省)

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/06/20240628-1.html

※8「感電死傷事故に関する注意喚起」(経済産業省)

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2025/06/20250612.html

※9「夏の感電危険性について」(独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所)

https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/mail_mag/2024/192-column-2.html

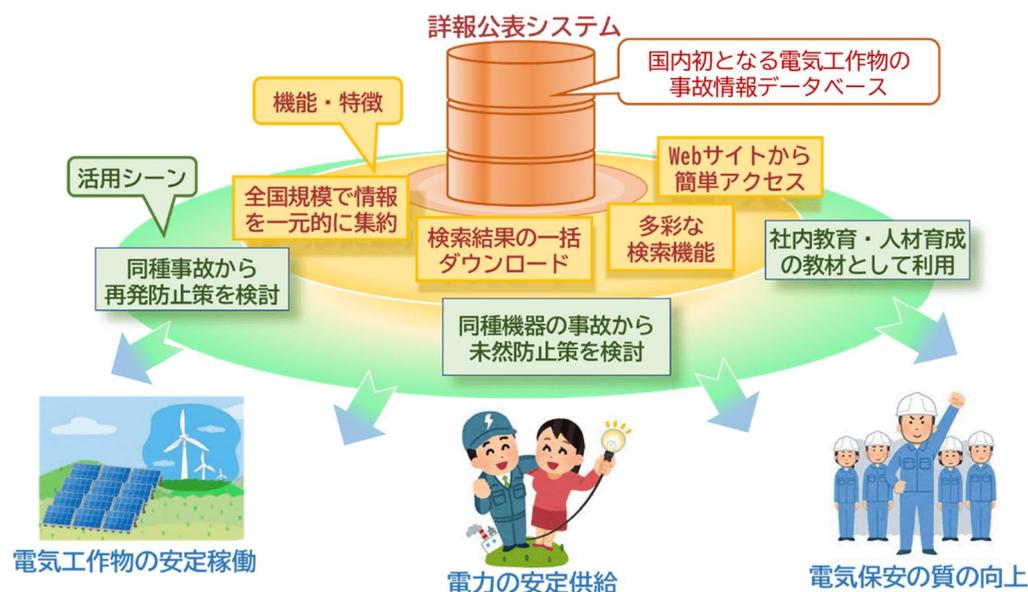
参考情報

○詳報公表システムについて

詳報公表システムは、電気事業法に基づく電気工作物に関する全国の事故情報(詳報)が一元化された国内初のデータベースです。2020年度からの事故情報について順次公開を行っております。本システムは、電気事業者をはじめ、どなたでもご自由にお使いいただけます。事故情報を条件やキーワードで簡単に検索することができ、抽出されたデータはCSVファイルとしてダウンロードすることも可能です。

詳報公表システム >>

<https://www.nite.go.jp/gcet/tso/kohyo.html>



[図5] 詳報公表システム概要

ONITE 電力安全センターについて

NITE 電力安全センターは、経済産業省(原子力発電設備等以外を所掌)からの要請を受け、電気保安行政(電気工作物の工事、維持及び運用における安全を確保するため行政活動)を技術面から支援するために、2020年4月、電気保安業務の専従組織として発足しました。現在、NITE がこれまで培ってきた知識や経験を活用し、経済産業省や関係団体と連携しながら、電気保安の維持・向上に資する様々な業務に取り組んでいます。

NITE 電力安全センターの業務紹介 >>

<https://www.nite.go.jp/gcet/tso/index.html>

お問合せ先

独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE) 国際評価技術本部長 伊藤 隆庸
(担当者) 国際評価技術本部 電力安全センター長 東瀬 貴志

電話: 03-3481-9823 FAX: 03-3481-0536
メールアドレス: tso@nite.go.jp